学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(案)(仮称)について(概要)

1. 趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「法」という。)の施行に伴い、同法に基づく政令委任事項を定めるとともに、所要の経過措置等を定めるもの。

2. 概要

- (1) 民間教育事業に係る従事者の人数の要件(法第2条第5項第3号二関係) 法第2条第5項第3号に規定する民間教育事業について、技芸又は知識 の教授を行う者の人数が「政令で定める人数」以上であることを要件とし ているところ、当該人数を3人とする。
- (2) 特定性犯罪に該当する条例で定める罪及び経過措置(法第2条第7項第6号及び附則第5条関係)

法第2条第7項に規定する特定性犯罪のうち、都道府県の条例で定める 罪であって政令で定めるものについて、各都道府県のいわゆる迷惑防止条 例及び青少年健全育成条例で定める罪とし、具体的な条項は告示で定める ものとする。

また、現行の条例だけでなく、過去の条例で定められていた同様の罪についても特定性犯罪としてみなすものとする。

(3) やむを得ない事情がある場合の犯罪事実確認の期限(法第4条第2項及び第26条第2項関係)

法第4条第2項又は第26条第2項の規定に基づき犯罪事実確認を行う場合における犯罪事実確認の期限について、業務に従事させた日から6月以内で「政令で定める期間」を3月(ただし、事業者の責めに帰することができない事由により犯罪事実確認の完了に3月を超える期間を要すると認められる場合として内閣府令で定める場合は6月)とする。

(4)施行時現職者及び認定時現職者の確認期限(法第4条第3項及び第26 条第3項関係)

法第4条第1項に規定する施行時現職者については、施行日から起算して3年以内で「政令で定める期間」を経過する日(法第26条第1項に規定する認定時現職者については、認定等の日から起算して1年以内で「政令で定める期間」を経過する日)までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされているところ、当該期間について、施行時現職者に係るものについては3年、認定時現職者に係るものについては1年とする。

(5) 手数料の額(法第40条関係)

認定等を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、実費を勘案して政令で定めることとされているところ、当該額を3万円(紙による申請の場合にあっては、3万1500円)とする。

(6) 権限の委任(法第42条)

法第42条において、内閣総理大臣は、法に規定する内閣総理大臣の権限のうち、政令で定めるものを除いて、こども家庭庁長官に委任することとされているところ、当該「政令で定めるもの」は、法第41条(関係大臣への協議)に係る権限とする。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

法第2条第5項第3号二及び第7項第6号、第4条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第40条並びに第42条並びに附則第5条

4. 施行期日等

- ○公布日 : 令和7年12月下旬(予定)
- ○施行期日:法施行日と同日(令和8年12月25日)
 - ※法の施行の日は、法附則第1条の規定に基づき、別途、「学校設置者等 及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措 置に関する法律の施行期日を定める政令」(仮称)により定める。